

【表紙】

|            |                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                                                                   |
| 【提出先】      | 福岡財務支局長                                                                                 |
| 【提出日】      | 平成28年 8 月15日                                                                            |
| 【会社名】      | 株式会社グリーンペプタイド                                                                           |
| 【英訳名】      | GreenPeptide Co., Ltd.                                                                  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 永井健一                                                                            |
| 【本店の所在の場所】 | 福岡県久留米市百年公園 1 番 1 号                                                                     |
| 【電話番号】     | 0942- 38- 6550                                                                          |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役管理部長 酒井輝彦                                                                            |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区麹町二丁目 2 番地 4                                                                     |
| 【電話番号】     | 03- 5840- 7697( 代表)                                                                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役管理部長 酒井輝彦                                                                            |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社グリーンペプタイド 東京支社<br>( 東京都千代田区麹町二丁目 2 番地 4 )<br>株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【提出理由】

当社は、平成28年6月22日開催の当社第13回定時株主総会の決議に基づき、平成28年8月15日開催の取締役会において当社監査役及び従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 銘柄

株式会社グリーンペプタイト第10回新株予約権

### (2) 新株予約権の発行数

1,680個

### (3) 新株予約権の発行価格

無償とする。

### (4) 発行価額の総額

未定

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社の普通株式168,000株とする。

なお、本新株予約権1個につき当社の普通株式100株を付与する。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社の株式の株式分割または株式併合が行われる場合には、本新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定（注）

（注）本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と割当日の前営業日における当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引が無い場合には、それに先立つ直近日の終値）のいずれかが高い金額とする。

但し、割当日後に、当社の普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、普通株式について、時価を下回る価額でこれを発行し、または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の処分及び株式交換による自己株式の処分の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の普通株式にかかる発行済株式の総数から当社の普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年8月16日から平成38年8月15日までとする

(8) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権の相続人は、その死亡時において本新株予約権の割当てを受けた者が行使し得る株式数を上限として死亡後6か月以内（但し、上記(7)の行使期間終了日までとする。）に限りこれを行行使することができる。

③ 各新株予約権の一部行使はできない。

(9) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額

① 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社監査役1名に80個、当社従業員12名に合計1,600個を割り当てる。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係  
該当なし

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(14) 新株予約権の取得の条件

本新株予約権取得者が本新株予約権を行行使することができなくなったときは、当社は無償にてこれを取得することができる。

(15) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式と同内容の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（５）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記（７）に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（７）に定める期間満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（９）に準じて決定する。

⑦新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由は、上記（１４）の定めに従って、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

（１６）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１７）新株予約権の割当日

平成28年８月19日